

東京都内アスベスト補助制度一覧(調査・分析)

令和7年4月1日現在

自治体名	補助制度の名称	補助要件	補助額	申込み期間	所管部署連絡先
千代田区	アスベスト含有調査助成	民間の建築物(申込は、建物所有者に限る。)	吹付アスベスト含有調査費用を1棟につき25万円を限度に助成(消費税除く・1000円未満切り捨て) ※事前相談が必要。まず、お問い合わせください	毎年度4月当初から12月頃(予算がなくなり次第終了)	環境まちづくり部 建築指導課 安全対策担当 電話:03-5211-4315
港区	港区アスベスト対策費助成	○助成対象となる建築物 アスベストを含有する吹付け材または保温材を使用し、または使用した疑いのある建築物 ○助成対象者 ① 区内に対象となる建築物を所有する個人または中小企業者 ② 区内にある共同住宅の管理組合の代表者	吹付け材等のアスベスト含有検査に要する費用の1/2相当額(上限10万円)	毎年度1月7日まで(3月10日までに完了報告書の提出ができ、かつ3月31日までに助成金請求書を提出できること。ただし、予算がなくなり次第終了)	環境リサイクル支援部 環境課環境指導アセスメント係 電話:03-3578-2111(内線2492、4804)
新宿区	新宿区吹付けアスベスト含有調査費助成	【助成対象建築物】 新宿区内にある建築基準法の違反が無い建築物のうち、吹付けアスベストが使用されているおそれのある建築物 【助成対象者】 助成対象建築物を所有する個人、中小企業者及び分譲マンション等の管理組合の代表者	含有調査費(消費税相当額を除く)の10/10 ただし、上限25万円/棟	毎年度4月当初から12月頃(予算がなくなり次第終了)	都市計画部建築調整課 電話:03-5273-3544
	新宿区吹付けアスベスト調査員派遣	【対象建築物】 新宿区内にある建築基準法の違反が無い建築物のうち、吹付けアスベストが使用されているおそれのある建築物 【対象者】 対象建築物を所有する個人、中小企業者及び分譲マンション等の管理組合の代表者	区が委託した調査員を派遣し、含有調査を無料で実施する。	毎年度4月当初から12月頃(予算がなくなり次第終了)	都市計画部建築調整課 電話:03-5273-3544
文京区	アスベスト調査分析専門員派遣事業	区内民間建築物の所有者、管理組合(解体・改修前提の場合を除く)	無料	令和8年1月30日まで(予算がなくなり次第終了)	資源環境部環境政策課 電話:03-5803-1260
	文京区アスベスト調査費助成	●助成対象となる建築物 民間の戸建住宅又は集合住宅等(集合住宅、事業所、工場、店舗、駐車場)※平成18年8月31日以前に建築された建築物であること ●対象建材 吹付け材、耐火被覆材、保温材、断熱材、仕上げ塗材 ●助成対象者 区内に建築物を有する者、区内にある分譲集合住宅の管理組合、区内に建築物を有する中小企業者	分析調査費用(消費税額を除く)の1/2 かつ以下の限度額 戸建住宅:10万円 集合住宅等:20万円	令和7年4月1日から令和8年1月30日までに申請ができ、完了報告を令和8年2月27日までに提出し、令和8年3月13日までに請求書を提出できること。ただし、予算がなくなり次第終了。	資源環境部環境政策課 電話:03-5803-1260
台東区	民間建築物アスベスト対策費助成	今後継続して使用する建築物であって、屋内外にアスベスト含有の可能性のある吹付け材が露出した状態で使用されている住宅、兼用住宅、共同住宅等	調査に要した費用の2分の1、かつ、以下の限度額以内 ・簡易調査:10,000円 ・簡易調査以外の調査:100,000円	期限なし	都市づくり部建築課 監察担当 電話:03-5246-1340
墨田区	民間建築物アスベスト確認調査助成金	吹付け石綿またはアスベスト含有のおそれがある吹付けロックウールに関する分析調査費用を助成 【助成対象】 墨田区内に建築物を所有する個人、中小企業法に定める中小企業、学校法人、社会福祉法人、医療法人等(国、地方公共団体その他これに準じる団体を除く。)、または分譲共同住宅の管理組合	分析調査費用の半額(消費税を除く。)を助成する。ただし、10万円を上限とする。	令和8年1月31日まで(予算がなくなり次第終了。)*※調査分析前の申請	資源環境部 環境保全課 指導調査担当 電話:03-5608-6210
江東区	江東区アスベスト分析調査助成	対象者:区内に建築物を有する中小企業、学校法人、社会福祉法人、医療法人等(国、地方公共団体その他これに準じる団体を除く)、区内に建築物を有する個人、区内にある分譲共同住宅の管理組合 対象経費:アスベストを含有している可能性のある吹付け材又は保温材等が使用されている区内の建築物について、専門調査機関によるアスベスト分析調査に要する費用(建築物1棟につき1回限り)	調査費用の2分の1以内 限度額:10万円	当該年度中(予算がなくなり次第終了)	環境清掃部 環境保全課 指導係 電話:03-3647-6147
品川区	アスベスト分析調査助成	助成件数:6件(先着順) 助成対象:建築物等に使用されているアスベストの有無が目視、設計図書等による調査によっても明らかにならなかった場合に専門機関が実施する分析調査費 助成対象者:(1)対象建築物を所有する個人および中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定するもの)(管理組合の設立されている建築物の所有者を除く。)(2)管理組合の代表者(3)その他区長が必要と認める者 助成対象建築物:品川区内の申請者自らの住宅および従業員の住宅、業務に使用する事務所、作業所、店舗、倉庫、駐車場であって、建築基準法による建築確認を受けた建築物の他、工作物に該当する立体駐車場	含有分析調査費の10/10相当 上限5万円/棟	毎年度3月25日まで(土日祝日の場合はその直後の平日。)*※調査実施後6か月以内の事後申請制	品川区都市環境部 環境課指導調査係 電話:03-5742-6751
	石綿等使用状況調査	助成件数:2件(先着順) 調査内容:区の委託業者が目視による石綿等使用状況調査を実施し、石綿の正しい取り扱いについてアドバイスする。 ※ 壁の裏など見えない部分は対象外、どのような建物であっても延床面積300平方メートルまでを調査対象範囲とする。 調査対象者:(1)対象建築物の所有者等(区分所有者含む)(2)管理組合の代表者(3)申請建築物等の賃借人(所有者の同意を得た者)(4)その他区長が必要と認める者 調査対象建築物:品川区内の住宅、事務所、作業所、店舗、駐車場等	無料	年度内に立ち入りできる期間まで	品川区都市環境部 環境課指導調査係 電話:03-5742-6751
目黒区	目黒区アスベスト調査助成	建築物に吹付け材等のアスベスト(石綿)と疑われる建材が使用されており、その建材のアスベストの含有等について専門の検査機関に分析調査を依頼する費用を助成する。 【対象者】区内に建築物を有する者、区内にある分譲集合住宅の管理組合代表者、区内に建築物を有する中小企業の事業者 【対象建築物】申請者が区内に有する建築物で、平成18年8月31日以前に建築されたもの 【対象建材】吹付け材(レベル1)、耐火被覆材、保温材、断熱材等(レベル2)及び仕上げ塗材(レベル3のうち、スレート板、せっこうボード等の成形板を除く)で、建築物の設計図書、建築年次、使用用途などから推測し、アスベスト含有の可能性のあるもの	費用の半額(限度額:戸建10万円、集合住宅20万円、事業用建築物20万円)を助成する。	調査完了後1年以内	環境保全課公害対策係 電話:03-5722-9384

自治体名	補助制度の名称	補助要件	補助額	申込み期間	所管部署連絡先
大田区	大田区アスベスト分析調査費助成	区内にある建築物でアスベスト含有の疑いのある建材について、そのアスベスト含有分析調査に要した費用を助成する。 【助成対象】次に該当し、個人は住民税、法人は法人住民税を納付済の者。 ・建物所有者(複数の方で所有している場合は、過半数が合意した代表者)。 ・中小企業基本法に規定する会社又は個人・区分所有建築物は、建物の区分所有者団体の代表者 ・建物の使用者又は管理者で、分析調査をすることについて所有者から承諾を受けた者 【対象建築物】区内にある建物。	分析調査機関に支払った費用及び現場調査に要した費用の合計の1／2で、10万円が限度。交付は原則として1棟につき1回。	事前協議を行った日の属する年度の3月31日までに交付申請	まちづくり推進部 建築調整課 建築相談担当 電話:03-5744-1383
世田谷区	令和7年度世田谷区民間建築物アスベスト含有調査助成事業	(1) 平成18年9月30日以前に建築された民間建築物の吹付け材であること。 (2) 申請者が次のいずれかに該当すること。 ① 区内にある助成対象建築物の所有者(個人・法人) ② 区内にある助成対象建築物を管理する管理組合 (3)アスベスト含有調査に「建築物石綿含有建材調査者」が関与し、専門の調査機関による分析を行うこと。	上限25万円／棟	令和7年6月2日(月)から令和7年10月31日(金)	環境政策部環境保全課 電話:03-6432-7137
杉並区	杉並区アスベスト分析調査費補助事業	【補助対象建築物】※いずれかの要件を満たすもの ・区内に所在する、主に居住の用に供している建築物 ・区内に所在する事業用の建築物(賃貸住宅を含む) 【補助対象者】※これから分析調査を実施する以下のいずれかの方(解体等工事着手前) ・対象建築物を所有する個人(共同住宅の区分所有者を含む) ・対象建築物を所有する中小企業者 ・共同住宅の管理組合(共用部の調査の場合) 【補助対象経費】 建築物に使用されている建材のアスベスト含有の有無が、建築物石綿含有建材調査者が行う目視、設計図書等による調査によっても明らかにならなかった場合に、専門の分析機関が実施する調査費用(解体等工事の着手前に実施するものに限る。) 【補助対象建材】 特定建築材料(アスベストが質量の0.1%を超えて含まれているもの)に該当する可能性のある全ての建材	アスベスト分析調査費用の1／2(千円未満切り捨て、上限5万円)	令和8年2月27日まで(予算枠に達し次第終了)	環境部環境課 公害対策係 電話03-3312-2111(代表) 内線3708、3709、3713
豊島区	豊島区アスベスト分析調査助成金交付事業	【助成対象者】 ・建築物の所有者 ・分譲マンション:当該分譲 【助成対象建築物】 ・区内に所在する建築物のうち、平成18年8月31日までに建築されたもの 【助成対象の分析調査】 ・解体等工事の際に行う事前調査のうち、アスベスト含有が疑われるものについて行うアスベスト含有の有無に係る分析調査であって、建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施するもの	助成率:分析調査に要した費用の1/2 限度額:10万円	4/1～2/15	環境清掃部環境保全課 電話:03-3981-2405
荒川区	荒川区建築物石綿分析調査費助成	【助成対象】 石綿含有建材の使用が疑われる建築物の石綿含有調査に係る現場調査及び分析調査に要した費用(ただし、区分所有建築物の専有部分は除く。また、建築物1棟につき、1回限りとする。) 【助成対象者】 ・区内に建築物を有する個人 ・複数で区内に建築物を有する場合、その代表者 ・区内に建築物を有する法人(中小企業者) ・区分所有者の団体の管理者	現場調査及び分析調査に要した費用の2分の1(限度額10万円、1,000円未満切り捨て)	令和7年5月から令和8年1月30日まで(実績報告一式の提出期限は令和8年3月13日まで)	環境清掃部環境課 環境保全係 電話:03-3802-4697
板橋区	板橋区アスベスト分析調査費補助金	○補助対象建築物等 アスベストを含有している可能性のある吹付け材又は保温材等が使用されている区内の建築物等 ○補助対象者 区内に対象となる建築物等を所有する法人又は個人 ※同一申請者については年度内1回 ※同一建築物等については申請者が異なる場合でも、1回のみ補助。 (その他要件あり) 事前相談が必要。まずお問合せください。	アスベスト分析調査費用の10分の10(5万円を上限)	随時	環境政策課 生活環境保全係 03-3579-2594
練馬区	練馬区建築物等アスベスト調査費用助成	① 吹付け材の成分分析調査 ② 空気環境測定調査 ※建築用仕上塗材は助成対象外	・戸建住宅 助成率 調査費用の2分の1 限度額 5万円 ・分譲共同住宅、賃貸共同住宅、事業所等 助成率 調査費用の2分の1 限度額 10万円	当該年度中	環境部環境課 環境規制係 電話:03-5984-4712
足立区	足立区アスベスト分析調査助成制度	区内の建築物・工作物について、アスベスト含有分析調査に要した費用を助成する。 助成対象者:建築物・工作物の所有者(国、地方公共団体等は対象外) ※同一の建築物・工作物について助成は1回のみ	調査費用の1／2(千円未満切り捨て、上限10万円)	調査終了から1年間	環境部生活環境保全課 アスベスト対策係 電話:03-3880-8041
葛飾区	葛飾区民間建築物アスベスト調査助成	助成対象建築物:屋内外においてアスベストを含有する可能性のある吹付け材が使用されている住宅(兼用住宅を含む)及び共同住宅 助成対象者:建築物の所有者	住宅又は兼用住宅の場合:1件につき10万円を限度として、調査費用の1/2 共同住宅の場合:1件につき30万円を限度として、調査費用の1/2 ※千円未満の端数があるときは切り捨てとする。	令和7年4月1日から令和7年11月28日	都市整備部建築課 建築安全係 電話:03-5654-8553
江戸川区	江戸川区アスベスト調査費助成金	吹付け材・断熱材・保温材・耐火被覆材(レベル1、2)を有する建築物に係るアスベスト含有調査	アスベスト調査費用の半額、建築物1棟あたり上限10万円(1,000円未満切り捨て)	平成17年4月1日以降に調査を行ったもの	環境部環境課指導係 電話:03-5662-1995

自治体名	補助制度の名称	補助要件	補助額	申込み期間	所管部署連絡先
八王子市	八王子市民間建築物に係る吹付けアスベスト等含有調査事業補助金	【目的】既存建築物の安全性の向上を目指し、アスベスト使用や劣化の状況を把握することで、建築物の適切な維持管理を促進するため、民間建築物に係るアスベストの含有調査事業を行う建築物の所有者等に対し、毎年度の予算の範囲内において補助金を交付する。 【補助内容】建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた建築材料のうち、アスベストが含有されているおそれのある吹付け材に係る、アスベストの含有の有無について行う定性分析及びその含有量について行う定量分析の調査に補助。 【補助対象建築物】※いずれも満たすもの (1) 市内に存する民間建築物 (2) 国、地方公共団体その他の公共団体から、本補助制度と同様の補助金の交付を受けていないもの (3) 5年以上除却する予定がないもの (4) 吹付けアスベスト等が施工されているおそれのあるもの (5) 平成元年12月31日までに、原則として確認済証が交付されたもの (6) 木造及び一戸建ての住宅以外のもの (7) 延べ面積1,000平方メートル以上又は建築物の用途が次に掲げるいずれかを含む延べ面積300平方メートル以上のもの ア 建築基準法別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途 イ ホテル及び旅館 ウ 建築基準法別表第一(イ)欄(四)項に掲げる用途 (8) その他市長が不適当と認めるものではないこと 【補助対象者】※いずれも満たすもの (1) 補助対象建築物の所有者又は建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条に規定する区分所有者の団体の代表者であること。 (2) 個人(共有の場合、共有者全員)又は法人及び団体並びにその代表者の市税等の納付状況が既に納期の経過した市税等を完納しているか、市税等が非課税であること。 (3) 八王子市暴力団排除条例第2条に規定する者でないこと。	含有分析調査費用の10/10 上限25万円/棟(1棟1回限り)	補助申請を行った年度内に工事が完了し、補助金の交付請求を同一年度の2月末日までに行うことができる期間(予算がなくなり次第終了)	まちなみ整備部 建築指導課 監察担当 電話:042-620-7386
府中市	府中市吹付けアスベスト等飛散防止対策促進事業助成	【対象建築物】 ・平成18年8月31日までに建築基準法の規定による確認を受けた建築物であって、吹付けアスベスト等を使用したおそれのあるもの。 ・延べ面積が1,000平方メートル以上又は建築物全体の延べ面積が300平方メートル以上の建築物であって、次に掲げる用途が含まれるもの。 ア 集会場その他の建築基準法別表第1(イ)欄(一)項に掲げる用途 イ ホテル又は旅館 ウ 飲食店、物品販売業を営む店舗その他の建築基準法別表第1(イ)欄(四)項に掲げる用途 【助成対象】 ・建築物の所有者 ・分譲マンション:当該分譲マンションにおける区分所有法第3条に規定する団体又は区分所有者の合意によって選出された代表者 ・共同で所有する建築物:共有者全員の合意によって選出された代表者	含有調査費用の10/10 限度額:10万円	当該年度中(予算がなくなり次第終了)	都市整備部住宅課 電話:042-335-4173